

長官官房総務官  
長官官房人事官  
長官官房会計官  
長官官房監察監査・評価官  
長官官房各装備開発官  
長官官房艦船設計官  
各 部 長  
施設等機関の長

殿

装官会第57号  
27.10.1  
一部改正 装官会第4470号  
29.3.31  
一部改正 装官会第5922号  
29.4.27  
一部改正 装官会第4339号  
30.3.30  
一部改正 装官会第2662号  
令和元年6月24日  
一部改正 装官会第9284号  
令和2年7月1日  
一部改正 装官会第17710号  
令和2年12月24日  
一部改正 装官総第4804号  
令和3年3月31日  
一部改正 装官会第6730号  
令和3年4月26日  
一部改正 装官総第12305号  
令和3年8月27日  
一部改正 装官会第17764号  
令和6年9月27日

防衛装備庁長官  
(公印省略)

防衛装備庁における会計機関の使用する公印について（通達）

標記について、別紙のとおり定めたので通達する。

添付書類：別紙

## 防衛装備庁における会計機関の使用する公印について

### 第1 目的

この通達は、防衛省における会計機関の使用する公印等に関する訓令（平成19年防衛省訓令第70号）第11条の規定に基づき、防衛装備庁における会計機関の使用する公印の形式、届出手続及び保管等について必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2 公印の形式

公印の刻字は、別表に掲げるとおりとする。

### 第3 作成、改刻又は廃止の届け出

公印を作成、改刻又は廃止したときは、内部部局にあつては会計機関の職にある者又はその者の補助者として公印の保管を命ぜられた者が属する課長若しくはこれに準ずる者が、施設等機関にあつては当該会計機関の長が、遅滞なく別記様式第1又は別記様式第2により、防衛装備庁長官（長官官房会計官気付）に届出なければならない。なお、改刻と同時に旧印を廃止する場合は、廃止の届出は行わないものとする。

### 第4 公印の登録

- 1 長官官房会計官（以下「会計官」という。）は、別記様式第3による公印登録簿を備えるものとする。
- 2 会計官は、第3に規定する届出があつた場合には、前号に定める公印登録簿に登録又は登録抹消をするものとする。

### 第5 保管

公印は、会計機関の職にある者又はその者の補助者として公印の保管を命ぜられた者が、金庫その他確実なところに格納し、施錠の上、厳重に保管しなければならない。

### 第6 保管責任者の通知

会計機関の職にある者は、公印の保管について補助者を指定した場合は、別記様式第4により、防衛装備庁長官（長官官房会計官気付）に通知するものとする。

## 公 印 の 刻 字

防衛装備庁支出負担行為担当官之印  
防衛装備庁分任支出負担行為担当官之印  
防衛装備庁支出負担行為認証官之印  
防衛装備庁物品管理官之印  
防衛装備庁官署支出官之印  
防衛装備庁歳入徴収官之印  
防衛装備庁収入官吏之印  
防衛装備庁歳入歳出外現金出納官吏之印  
防衛装備庁資金前渡官吏之印  
防衛装備庁契約担当官之印  
防衛装備庁政府保管有価証券取扱主任官之印  
防衛装備庁ニューヨーク駐在資金前渡官吏之印  
防衛装備庁ロスアンゼルス駐在資金前渡官吏之印  
防衛装備庁ワシントン駐在資金前渡官吏之印  
防衛装備庁デイトン駐在資金前渡官吏之印  
防衛装備庁サンフランシスコ駐在資金前渡官吏之印  
防衛装備庁分任物品管理官之印  
防衛装備庁航空装備研究所分任支出負担行為担当官之印  
防衛装備庁航空装備研究所契約担当官之印  
防衛装備庁航空装備研究所資金前渡官吏之印  
防衛装備庁航空装備研究所分任物品管理官之印  
防衛装備庁航空装備研究所土浦支所分任物品管理官之印  
防衛装備庁航空装備研究所新島支所分任物品管理官之印  
防衛装備庁陸上装備研究所分任支出負担行為担当官之印  
防衛装備庁陸上装備研究所契約担当官之印  
防衛装備庁陸上装備研究所資金前渡官吏之印  
防衛装備庁陸上装備研究所分任物品管理官之印  
防衛装備庁艦艇装備研究所分任支出負担行為担当官之印  
防衛装備庁艦艇装備研究所契約担当官之印  
防衛装備庁艦艇装備研究所資金前渡官吏之印  
防衛装備庁艦艇装備研究所分任物品管理官之印

公 印 の 刻 字

防衛装備庁艦艇装備研究所川崎支所分任物品管理官之印  
防衛装備庁艦艇装備研究所岩国海洋環境試験評価サテライト分任物品管理官之印  
防衛装備庁新世代装備研究所分任支出負担行為担当官之印  
防衛装備庁新世代装備研究所契約担当官之印  
防衛装備庁新世代装備研究所資金前渡官吏之印  
防衛装備庁新世代装備研究所分任物品管理官之印  
防衛装備庁新世代装備研究所飯岡支所分任物品管理官之印  
防衛装備庁防衛イノベーション科学技術研究所分任支出負担行為担当官之印  
防衛装備庁防衛イノベーション科学技術研究所契約担当官之印  
防衛装備庁防衛イノベーション科学技術研究所資金前渡官吏之印  
防衛装備庁防衛イノベーション科学技術研究所分任物品管理官之印  
防衛装備庁千歳試験場分任支出負担行為担当官之印  
防衛装備庁千歳試験場契約担当官之印  
防衛装備庁千歳試験場資金前渡官吏之印  
防衛装備庁千歳試験場分任物品管理官之印  
防衛装備庁下北試験場分任支出負担行為担当官之印  
防衛装備庁下北試験場契約担当官之印  
防衛装備庁下北試験場資金前渡官吏之印  
防衛装備庁下北試験場分任物品管理官之印  
防衛装備庁岐阜試験場分任支出負担行為担当官之印  
防衛装備庁岐阜試験場契約担当官之印  
防衛装備庁岐阜試験場資金前渡官吏之印  
防衛装備庁岐阜試験場分任物品管理官之印

発 簡 番 号

発 簡 年 月 日

防衛装備庁長官 殿  
(会計官気付)

職名

会計機関の公印の作成（改刻）について（届出）

〇〇〇の公印を、下記の理由により作成（改刻）したので、別紙印影を添えて届け出る。

記

別 紙：印影

(別紙)

防衛装備  
序〇〇〇  
〇之印

(印影)

作成（改刻）	年	月	日
使用開始	年	月	日
廃止	年	月	日
登録	年	月	日

注1：別紙は、日本産業規格A列4番の強じんな薄い和紙を用い、公印1個につき1枚とすること。

注2：改刻を届け出た場合は、旧印の廃止の届出は要しない。

発 簡 番 号

発 簡 年 月 日

防衛装備庁長官 殿  
(会計官気付)

職名

会計機関の公印の廃止について (届出)

〇〇〇の公印を、下記の理由により廃止したので、届け出る。

記

- 1 廃止する公印の印影又は名称
- 2 廃止 年 月 日
- 3 廃止の理由

## 公印登録簿

作成する公印の刻印	保管所掌	材質	作成年月日	登録年月日	廃止年月日	備考



発簡記号、番号

発簡年月日

防衛装備庁長官 殿  
(会計官気付)

職名

公印の保管責任者の指定について（通知）

標記について、下記のとおり指定したので通知する。

記

公 印 名 ：

保管責任者

職 名 ：

氏 名 ：

注1：官職にて指定する場合は、氏名の記入は不要とする。